

**「令和6年度みやぎ女性活躍現場訪問及び女性応援ポータルサイト掲載情報作成業務」  
企画提案に係る仕様書**

**1 委託業務の名称**

「令和6年度みやぎ女性活躍現場訪問及び女性応援ポータルサイト掲載情報作成業務」

**2 事業主体**

宮城県

**3 委託期間**

契約締結日から令和7年3月31日まで

**4 委託業務の目的**

県内の大学、短期大学卒業後において、就職する女性の半数近くが県外に転出しており、高齢化や人口減少の要因の一つとなっていることから、多くの若年層が県内に定着しやすい環境を整備する必要がある。

県内の大学、短期大学等に在籍する女子学生（以下、「女子学生」という。）に対しては、女性活躍や多様な働き方などに積極的に取り組む県内企業を訪問する機会をつくり、実際の就業現場の見学や会社で働く方々との意見交換等を行うことによって、今後の自身のキャリアを考える契機を与えるとともに、県内企業等の魅力を知り県内への就職意識を高める。

併せて、本県のポータルサイト「ずうっと宮城」により情報発信を行い、女子学生への広報・周知を強化し県内定着を推進する。

**5 委託業務の内容**

**(1) みやぎ女性活躍現場訪問**

- イ 県内企業への訪問は、多くの女子学生の参加ができるよう、バスによる集団での訪問を実施すること。
- ロ バスツアーによる訪問を行う際は、参加者全員に保険をかけるほか、事故やけが、体調不良者等を未然に防ぐため、安全面に十分配慮すること。
- ハ 訪問先企業は、女性活躍や多様な働き方などに積極的に取り組む中小企業を選定すること。
- ニ 県内の大学、短期大学等に在籍する女子学生へ十分な周知を行うこと。なお、参加者を集めるための具体的な取組については、企画提案の内容により実施する。
- ホ 現場訪問についての広報や申込の受付、参加決定を行うこと。
- ヘ 本事業の課題を洗い出すため、現場訪問の参加者に対してアンケートを実施すること。

**(2) 女性応援ポータルサイト掲載情報作成**

- イ 県内で活躍する女性や、女性の活躍や多様な働き方に取り組む県内企業へ情報収集を行うこと。
- ロ 情報収集に当たっては、県内女子学生をインタビューーとし、訪問による取材を行うこと。

- ハ 情報収集先の企業は、特定の産業に偏ることのないよう日本標準産業分類（大分類）を参考に行うこと。
- ロ 情報収集した内容は、令和5年3月に創設した女性応援ポータルサイト「ずうっと宮城」（以下、「ポータルサイト」と言う。）に掲載することから、取材後は内容の確認を行い随時提出すること。

## 6 委託業務の達成目標

委託業務の達成目標については、次のとおりとする。

- (1) みやぎ女性活躍現場訪問
  - イ 参加女子学生数 30名以上
  - ロ 訪問企業数 4社以上
- (2) 女性応援ポータルサイト掲載情報作成業務
  - イ 県内で活躍する女性及び女性の活躍に取り組む県内事業者への取材 30件以上
  - ロ 新規プラスコンテンツに関する取材 4件以上

## 7 業務実施計画書等

業務の契約締結後、速やかに次の書類を提出し、発注者と協議を行った上で業務を実施するものとする。

- (1) 業務実施計画書（業務の実施方法、業務達成目標数、各業務の実施計画等）
- (2) 業務従事者等届（運営責任者、5（1）及び5（2）に係る業務の各担当者等の氏名）
- (3) 業務実施工程届（工程表）
- (4) 業務管理体制届（情報資産の管理体制、障害発生時及び緊急事態が生じた場合に備えた連絡体制等）

## 8 委託業務実施報告書

報告内容について発注者から説明を求められた際はこれに応じ、必要な書類等を閲覧させること。

## 9 業務完了報告書等

受注者は業務完了後、速やかに実施報告書を作成し発注者に提出するとともに、実施内容や事業の成果、経費内訳は5（1）及び5（2）ごとに取りまとめること。

## 10 成果品等

- (1) 業務を行った際に作成した資料一式
- (2) 業務を行った際に収集した資料一式

## 11 対象経費

本業務の実施に伴う対象経費は、5の業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に該当する経費は認めない。なお、データ化等に使用するOA機器等については、レンタル又はリ

ース契約による対応を原則とする。

- (1) 機械・機器等の備品購入費（5万円以上のもの）
- (2) 土地・建物を取得するための経費
- (3) 施設・設備を設置又は改修するための経費
- (4) 5（1）に係る参加学生の日当及び旅費
- (5) 飲食に係る経費
- (6) その他本事業との関連がないと発注者が判断した経費

## 1 2 留意事項

本業務は国のデジタル田園都市国家構想交付金をそれぞれ活用して行うため、その要領等に基づくほか、次の事項を遵守すること。

- (1) 本事業は、会計検査の検査対象となることから、受注者は、事業終了後においても5（1）及び5（2）に定める業務に係る書類をそれぞれ区分のうえ整備して関係書類や会計帳簿類を5年間保管すること。
- (2) 5（1）及び5（2）に定める各業務は下記金額の範囲内で実施する。
  - イ 5（1）に定める業務3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）
  - ロ 5（2）に定める業務3,967,000円
- (3) 本業務は、国の交付金を財源として実施する予定であり、交付金が不採択又は減額交付となったときは、契約手続の中止、契約の解除、契約金額の減額等を行う。
- (4) 本業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続を進めているものであるため、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続の中止や契約の解除を行う。

## 1 3 成果の帰属及び秘密保持等

- (1) 成果の帰属  
本業務により得た成果及び成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 秘密の保持  
受注者は、本業務で知り得た秘密を契約終了後も保持しなければならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の取扱い  
受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

## 1 4 その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい理由若しくは本仕様書に記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。